

技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和42年労働省告示第38号。以下「規程」という。）第6条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。

1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は（1）から（4）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。

（1）都道府県知事による推薦

推薦範囲：当該都道府県の区域内の事業所に就業している者

（2）全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）による推薦

推薦範囲：全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等

なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」はアからウまでのとおりである。

ア 「全国的な事業主団体等」は、（ア）から（エ）までの全てに該当する団体である。

この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を対象に、推薦を行うことができる。

（ア） 卓越した技能者の表彰対象職業に関わる分野での活動を事業目的とし、

（イ） その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、

（ウ） 事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

（エ） 地域に限定されず活動を行う団体。

イ また、法人格が一般社団又は一般財団の団体については、上記アの（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合、特定の都道府県・ブロック等活動地域限定の団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。

当該団体は、構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。

ウ なお、上記ア又はイに該当しないもの、例えば、特定の都道府県又はブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が一般社団又は一般財団のものを除く。）等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。

（3）全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体（以下「全国的な障害者団体」という。）による推薦

推薦範囲：別表に定める職業部門のうち、第22部門の推薦を希望する者

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

- (4) 推薦日時点で成人に達している者（以下「一般の推薦者」という。）による推薦
推薦範囲：就業している全ての技能者

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。
(2) 推荐日現在において、現役の技能者として就業していること。
この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。
また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。
- (3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫又は改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与したこと。
- (4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、推薦日以前において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。
- (5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し、叙勲若しくは褒章を受章又は受章予定がないこと。
なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受章又は受章予定がある者は推薦の妨げにはならない。

3 推薦手続

- (1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する者であって、真に表彰されることがふさわしい者を選考し、受付期間（令和7年2月1日から3月31日）内に被推薦者を推薦すること。

なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、第22部門の推薦を希望する場合は、第22部門への推薦に加えて、第1部門から第21部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。

ア 「都道府県知事」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第21部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種（以下「細分類職種」という。）について、同一細分類職種の被推薦者は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害がある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦可とする。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合に

おける被推薦者数に制限はなく、第1部門から第22部門までの合計被推薦者数についても制限はない。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第21部門のいずれかの部門に該当する場合には、全国的な事業主団体等による被推薦者数は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記(3)に定める障害がある者を推薦する場合には、最大3名まで推薦可とする。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

ウ 「全国的な障害者団体」による推薦

全国的な障害者団体による被推薦者数は、下記(3)に定める障害がある者1名のみとする。ただし、女性であって下記(3)に定める障害がある者を加えて最大2名まで推薦可とする。

なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による被推薦者数は1名のみとする。女性又は下記(3)に定める障害がある者を推薦する場合であっても、複数名を推薦することは不可とする。

推薦者は、その推薦に賛同する者(以下「賛同者」という。)2名の賛同を得て推薦すること(自薦は不可とする。)。

なお、推薦者、被推薦者及び2名の賛同者は互いに二親等以内(配偶者を含む。)の親族関係になく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で成人に達している者であること。特に、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する当該被推薦者は1名とし、複数名の賛同者になることは不可とする。

(2) 推薦書類の提出について

人材開発統括官付参事官(能力評価担当)が別に定める卓越した技能者の表彰に係る留意事項を参照すること。

(3) 障害がある者

ここでいう「障害がある者」とは、以下アからウまでのいずれかに該当する者である。

ア 身体障害者福祉法第15条(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定により身体

- 障害者手帳の交付を受けている者。
- イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者。
- ウ 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(発達障害の診断書のみにより精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む。)。

4 被推薦者の審査

(1) 部門別審査について

技能者表彰審査委員規程(昭和42年労働省訓第8号)第3条第3項に定める部門別審査委員は、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門の表彰を受けることについて被表彰者の適格性を審査し、その結果を厚生労働大臣に報告する。

(2) 総合審査について

技能者表彰審査委員規程第3条第2項に定める総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

5 表彰の実施等

(1) 被表彰者の決定について

被表彰者については、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見を聞いて決定する。

被表彰者の決定については、人材開発統括官から、推薦者が指定した連絡担当者を通じて推薦者に対して通知し、被表彰者に対しては推薦者から通知することとする。

なお、被表彰者の決定については、当該決定に係る人材開発統括官からの通知により示される日までは公表しないこととする。

(2) 表彰の方法等について

表彰式の日程等詳細については被表彰者決定時に推薦者を通じて被表彰者に通知することとする。

(3) 被表彰者としての決定の取消しについて

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨通知する。

(4) 感謝状の贈呈について

厚生労働大臣は、上記(3)の規定により、被表彰者としての決定を取り消した者が技能者の育成に寄与するなどの功績を有すると認める場合には、推薦者を通じて感謝状を贈呈することができる。感謝状の様式は、様式6のとおりとする。

(5) 表彰状の滅失について

過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして「証明書」の交付を受けることができる。

なお、表彰に際して被表彰者に対し贈呈する卓越技能章（盾および徽章）については、滅失理由の如何を問わず、再交付は行わないものとする。

6 表彰状等の返納

推薦者は、自らが推薦して表彰された者が、その後に禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に情報提供すること。

7 附則

この実施要領は、令和6年12月20日から適用する。